

生活のきまり

このきまりは、私たちが調布市立第六中学校の生徒として、守らなければならないきまりや、努力しなければならない事がらをまとめたものです。

私たちはこの心得をよくわきまえて明るい学校生活を営み、立派な社会人としての基盤を築いていきましょう。

A 学校生活

1. 登校下校——きめられた時刻を守る。

(1) 始業は8時25分とし、一般下校は6時間授業の時は15時50分、5時間授業の時は14時50分とする。放課後の活動の最終下校時刻は11月～2月は17時45分、3月～10月は18時00分とする。登校は8時からとする。ただし、特別な場合は先生の許可を得る。

(2) 登下校、授業などのチャイムが鳴る前に行動することを心がける。

遅刻の判断基準は、「チャイムが鳴り始める前に教室の自席に着席していること」とする。

(3) 私服で登校しないこと。

※再登校する際の服装は標準服か体育着（ジャージ着用可）とする。

(4) 原則として徒歩通学をし、自転車等による登校は禁止する。

2. 学 習

(1) 集中して学習に取り組む。

(2) 学校内における、終学活、清掃後の生徒の取組優先順位は（①委員会 →②学年・学級 →③部活動を原則とする。

3. 安全に関する確認事項

(1) 登校してから校外に出ることは原則として禁止する。

(2) 休憩および昼食時の体育館の使用は原則として禁止する。

4. 校内美化

清掃活動、ロッカーの整理整頓に積極的に取り組む。

5. 届 出

(1) 欠席・遅刻・早退および見学等の連絡は保護者が欠席メールか電話にて連絡する。

(2) 早退した場合は帰宅確認の連絡を学校にする。

- (3) 清掃, 日直は仕事の終了を担当の先生に報告する。
- (4) 公共物を破損したときは, 担任の先生に速やかに報告する。また, 破損した物があれば先生に届ける。
- (5) 各種証明書を必要とするときは, 所定の用紙に記入し, 担任の先生を通じて事務室に提出する。

6. 所持品

- (1) 貴重品や不必要な金銭、および学習に不必要な品物は持ってこない。
- (2) 特別な理由があつて持参した場合は, 朝学活開始時まで担任に報告し預ける。

* 不要物については, 学校で預かり, 個別指導 (必要に応じて, 学年など全体でも指導) 後に, 原則として保護者に返却する。

禁止されているものの例

- 菓子類 (ジュース類、アメやガム類、土産物、差し入れを含む) など
 - 携帯電話・スマートフォン、ゲーム機、音楽プレイヤーなどの電子機器
 - 化粧品・整髪料・アクセサリ類
(ピアス・イヤリング・ネックレス・ミサンガ等)
 - マンガ・雑誌 ※貸し借りのために持参することも不可
 - その他, 授業に必要なもの
- * 異装および不要物を着用し指導に従わない場合は, 学級には入れず, 別室指導とする。
- その後、学校から家庭連絡をしてから帰宅し、異装を改善して再登校する。改善されていることを確認してもらえたら学級に戻る。

条件付きで許可されているものの例

- 日焼け止め, 制汗剤, ボディペーパー, リップクリーム、ハンドクリームなどは無香料・無着色に限り許可する。
- 金銭・・・必要な場合のみ (朝, 担任に預けること)
- 昼の放送等でリクエストするための CD
- 弁当・・・ゴミは必ず持ち帰る。
- 飲み物・・・水筒 (中身は水、お茶、スポーツドリンクのみ) に入れてくる。
* ペットボトルは持参してもよいが, 水筒の補助とし、必ずカバーをつける。
* ペットボトルを持参した場合は, ゴミは必ず持ち帰る。
* 年間を通して, 補充するためのスポーツ飲料の粉末を持参することは認める。

7. 礼儀正しくすること。

8. 公共物を大切にすること。

9. 保健衛生に努め, 心身の健康に気を付けること。

B 服装・靴

1. 標準服——学校生活では、本校指定の標準服を着用する。なお、冬服・夏服の区分（衣替え）はなく、1年間を通して天候や体調に応じて着用する。

*スクールカラー：白，黒，グレー，紺，茶，ベージュ

項目	色・デザイン	備考
ワイシャツ ブラウス	白 無地	*必ずスラックス、スカート、ハーフパンツの中に入れる。
ポロシャツ	紺 サックス	*本校指定のものに限る *スラックス、スカート、ハーフパンツから出してもよい
ブレザー スラックス スカート	本校指定	*本校指定のものに限る *スカートの丈は、膝立ちしたときに裾が床につく長さ（これ以上短くしない）
ハーフパンツ	本校指定	*本校指定のものに限る
ネクタイ・リボン	本校指定	*本校指定のものに限る *式典時及び指示された際は着用。
アンダーシャツ	無地	ワンポイントは可 *過度に透けないよう着用には気を付ける *襟からはみ出さないものを着用する。
靴下 タイツ・レギンス	*スクールカラー 無地	ワンポイント・ライン入りは可 *タイツ・レギンス着用時でも安全上、保健体育の実技授業の際には、靴下を着用する
セーター	*本校指定のもの (ネイビー・グレー)	*登下校の際にセーター姿での登校は可 ※現3年生は市販のものを着用してもよい。 ただし、セーター類での登校は不可
ニットベスト 共布ベスト	*本校指定(2色) *本校指定	*年間通して着用可 *ニットベスト・共布ベスト姿での登下校は可 *本校指定のニットベスト以外は不可
手袋・マフラー・ ネックウォーマー	指定なし	*校舎や教室内では着用しない *必要に応じて着用する
コート類	*スクールカラー	*無地で小さなワンポイントまで *登下校時以外は着用しない *素材や長さは問わない *学校で認可された部活動の防寒着の上着は可
ゴム・ヘアピン類	*スクールカラー	*派手な柄でないもの

- (1) 上記内容について、学校生活にふさわしくないと判断した場合は、個別に声をかけることがある。
- (2) 安全上、外履きは運動靴の使用を原則とする。また、外履き・上履きはかかとを踏まず、靴紐をしっかりと結んでおくこと。
- (3) 体育着(ジャージ着用可)登校の際に教室等で寒くなりそうな場合は、アンダーシャツやセーター等で体温調節できるように工夫すること。
- (4) 天候や個人差を考慮して、夏服・冬服期間を設定しないので、適切な

服装を選択すること。

- (5) 式典（4月始業式、入学式、卒業式、3月修了式、周年式典、その他学校で指定した行事）では、ブレザー・ネクタイ・リボンを必ず着用する。それ以外の始業式や終業式はブレザー、ネクタイ、リボンは任意とする。

※夏季の式典はワイシャツ・ブラウス、スラックス、スカート、ポロシャツ、ハーフパンツ着用で可。

- (6) 夏季の式典はワイシャツ・ブラウス、ポロシャツ、ハーフパンツ着用でよい。ブレザーごと腕まくりをしたり、シャツの袖のボタンを外したままにしたりなど、だらしない着用をしないこと。
- (7) ネクタイ、リボン着用時はシャツの原則第1ボタンをとめること。

2. 体育着・ジャージ——保健体育の授業では、原則として本校指定の体育着とジャージを着用すること。

3. 靴

- (1) 保健体育の授業や校庭での活動に参加できる運動靴を用意すること。
- (2) 上履きは体育館履きと兼用で、本校指定のものを使用すること。上履きのラインは、学年カラーとする。

C SNSルールについて

1. SNS 六中ルール

『SNS 六中ルール』

- ちよ ちようど止め時 22 時
- う うかつに載せるなプライバシー
- ふ 振り返るんだ自分の言葉
- 6 六中生磨こうスキルと人間性

2. SNS の適切な利用について

- (1) SNS の利用について、スマートフォンの利用について、しっかり保護者の方とルールを決めて使用すること。
- (2) 自分自身や他人の写真、個人情報を載せたり、誹謗中傷したりしないこと。
- (3) 送信前には、相手の気持ちを考えて読み返すこと。
- (4) 困ったことがあったら、すぐに保護者や警察に相談すること。

- (5) 見ず知らずの人に安易に悩みを相談したり、連絡を取ったり、会ったりしないこと。
- (6) 使用限度を設定し、生活に支障が出ないようにすること。

3. iPad の適切な利用について

- (1) 調布市から教育活動をより充実させるために貸し出されているものであることを認識すること。
- (2) 毎日持ち帰り、自宅で充電して、毎日学校に持参すること。
- (3) 先生の指示があるとき以外カバンから出さないこと。
- (4) 休み時間も使用禁止とする。
※先生の許可が出た場合はそれに限りではない。
- (5) iPad は水濡れや衝撃に非常に弱い精密機械なので大切に扱うこと。
- (6) 破損や不具合があった場合は担任の先生にすぐに申し出ること。
- (7) 自宅でも学習以外に使用しないこと。
- (8) SNS や動画視聴サイト、ゲームにアクセスしないこと。
- (9) 家に忘れてきても貸し出すことはできない。貸し借りも禁止とする。
- (10) スタイラスペンのペン先がなくなった場合は、申し出ること。
- (11) iPad の分解や改造は絶対にしないこと。
- (12) パスワードは忘れてたり、他人に教えたりしないこと。また、他人のパスワードを勝手に変えないこと。
- (13) 他人のアカウントを使用しないこと。
- (14) 他の人の iPad に触らないこと。
- (15) 違反があった場合は職員室で先生が預かる対応とする。

D その他

1. 頭髪等

- (1) 化粧等（顔や爪）やアクセサリ類（付け爪、ピアス、イヤリング、ネックレス、ミサンガ等）の着用はしない。
※色付きリップやグロス等の使用はしない。
- (2) 髪に特殊な加工（パーマ・染色・脱色・エクステンション・過度な編み込み・巻き髪など）や寝ぐせ直し以外の整髪料は使用しない。
※ワックスやジェル等の使用はしない。
- (3) くし、ブラシは洗面所で使用するなど、マナーを守る。

調布市立第六中学校生徒会規約

第1章 名称

第1条 この会は、調布市立第六中学校生徒会という。

第2章 会員

第2条 本会は、本校に在籍する全生徒を会員とする。

第3章 目的及び活動

第3条 本会は、教師の助言と指導のもとに会員の自治的活動を盛んにし、
文化的・体育的諸活動を行うことで会員相互の交流と親睦を深め、民主
的社會の一員としてふさわしい人格の養成に努めることを目的とする。

第4条 目的を達成するために次のような活動をする。

1. 学校のいろいろな行事に積極的に参加する。
2. 会員の生活改善や福祉をめざす。
3. 学級・学年間の連絡や調整をする。
4. 地域社會の一員として必要な奉仕活動を行う。
5. その他、目的を達成するために、必要な活動を行う。

第4章 権利と義務

第5条 会員は生徒会すべての問題に参加し、平等の取り扱いを受ける権利を
もつ。

第6条 会員は、本会の役員、委員の選挙権並びに被選挙権をもつ。(※3年生
は役員の被選挙権はない)

第7条 会員は、この規約およびこれに基づく諸種の規定に従わねばならない。

第5章 役員

第8条 本会は、次の役員を置く。

会長 1名 (1・2年,改選時の学年)

副会長 2名 (1・2年各1名,改選時の学年)

書記 3名 (1年2名・2年1名,改選時の学年)

第9条 役員は、選挙規約によって全会員の公選によって選ばれる。

第10条 役員の仕事は次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し、本会の会務執行の責任をもつ。
2. 会長は、下記の権限をもつ。
 - (1) 生徒總會の召集
 - (2) 議案の提出
 - (3) 議決の執行
 - (4) 他校又は他団体との関係事項の処理
3. 会長が議決を執行するときは、校長の承認を得る。

4. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその代理を努める。
5. 書記は、総会、生徒協議会、各専門委員会の記録を総括し、その他生徒の事務を行う。

第 11 条 生徒会役員の任期は 1 年（10 月～翌年 9 月）とする。

第 12 条 役員は、各専門委員、選挙管理委員を兼ねることはできない。役員の欠員が生じた時は、補充役員をさだめその任期は前任者の任期の残りとする。

第 6 章 生徒総会

第 13 条 総会は、生徒会の最高の議決機関で全会員で組織し、次の審議を決定する。

1. 生徒会の活動方針および活動報告の承認。
2. 生徒会規約の制定および改正。
3. 役員選挙規約の制定および改正。
4. 委員会の活動方針および活動報告の承認。
5. その他、生徒会の目的達成と必要なことがらの決定および承認。

第 14 条 定期総会は毎年 1 回開く。ただし、生徒協議会が必要と認めたととき、又は、会員の 3 分の 1 以上の要求があったときは臨時総会を開くことができる。

第 15 条 生徒総会の議長団は議事運営の公正を保つため、一般生徒から公募で選出する。

第 7 章 生徒協議会

第 16 条 生徒協議会は総会に次ぐ議決機関であって、生徒会役員、各専門委員長、各学級委員と必要に応じて実行委員長を含めて組織される。

第 17 条 協議会に次の係を置く。

1. 議長
2. 副議長
3. 書記

第 18 条 協議会は次の場合議長が召集する。

1. 定例協議会
2. 臨時協議会
 - (1) 会長の要請
 - (2) 議員の 3 分の 1 以上の要求のあるとき。
 - (3) 各委員会の要請

第 19 条 生徒協議会は次の事項を討議する。

1. 会長の要請する事項。
2. 議員より、提出された事項。

3. その他。議員が必要と認めた事項。

第8章 中央委員会

第20条 中央委員会は、生徒会本部役員と各専門委員長から組織する。

第21条 中央委員会に次の係を置く。

1. 議長
2. 副議長
3. 書記

中央委員会の議長は生徒会本部役員会長、副議長は生徒会本部役員副会長2年、書記は生徒会本部役員書記2年とする。

第22条 中央委員会は次の場合召集される。

1. 会長の要請
2. 各委員会の要請

第23条 中央委員会は次の事項を討議する。

1. 会長の要請する事項。
2. 各委員会への協力要請事項。

第9章 専門委員会・特別委員会

第24条 各専門委員会は、各学級より選ばれた委員で組織する。

第25条 専門委員会は下記の6委員会に分かれ次の仕事を行う。

1. 学級委員会 学級会活動をまとめる。
2. 生活委員会 学校内の生活規律の維持向上に関する活動。決まりの必要性や学校生活を良くしていく為の決まりについて考える。
3. 保健給食委員会 健康診断の連絡や、その他校内保健衛生・給食のマナーについて呼びかけていく。
4. 美化委員会 校舎内外の美化、清掃、教室常備教材具、備品の整理整頓
5. 図書委員会 図書室の運営に参加し、図書に親しむ気風を育てる。図書の管理・貸出。良書の推薦・図書室利用の呼び掛け。その他、図書に関する活動全般。
6. 放送委員会 放送機器の操作と管理。放送の実施。

第26条 各専門委員の選挙は、次のとおりにする。立候補もさしつかえない。

1. 学級で各委員会2名を選出する。(学級委員,保健給食委員会は男女1名ずつとする)
2. 各専門委員で欠員が生じた時は、委員以外の者の中から補充する。

第27条 各専門委員の任期は、前期4月～9月、後期10月～3月までとする。

第28条 特別委員会として選挙管理委員会、他必要に応じて委員会を置く。

1. 選挙管理委員会は生徒会役員選挙規約に定める。
2. その他の委員会の構成・組織・任務・任期等は各委員会で定める。

第 10 章 議事

第 29 条 この会のすべての会議は、総員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

ただし、学級委員は、全クラス 1 名以上の出席がなければならない。

第 30 条 この会のすべての議決は、出席人員の過半数の賛成によって決定する。

生徒会役員選挙規約

調布市立第六中学校選挙管理委員会

第1章 総則

第1条 この規約は第六中学校生徒会役員の選挙に適用する。

第2条 生徒会役員は会長1名、副会長2名、書記2名とする。

第2章 選挙管理委員会

第3条 この規約の選挙に関する事務は選挙管理委員会が行う。

第4条 選挙管理委員会は各学級から選出された2名の委員をもって構成し、互選により委員長1名、副委員1名を設ける。

第5条 選挙管理委員会の仕事

1. 選挙公示（選管の定める期日とする）
2. 候補者の公示（選管の定める期日とする）
3. 選挙に関する細部の規定を作成する。
4. 選挙運動に関すること
5. 選挙広報の発行
6. 投票に関すること
7. 開票とその結果の公示
8. 選挙に関する異議申し立ての受付と処理

第6条 選挙管理委員は、第5条の仕事が終了後、ただちに解任される。

第3章 役員の選挙

第1節 候補者

第7条 候補者は立候補する本人あるいは学級から推薦された者が選挙管理委員長に届け出なければならない。

ただし推薦の場合は本人の承諾を得なければならない。

立候補届出期間は選管の指定する期間とする。

第8条 立候補の辞退は選挙の前日の正午までとする。

第2節 選挙権および被選挙権

第9条 生徒会員はすべて選挙権、被選挙権を有する。

ただし、選挙管理委員で立候補する場合はその職を辞さなければならない。3年生に被選挙権はない。

第3節 投票

第10条 投票については、選挙管理委員会の定めた細則にしたがって行う。

第11条 会長を2年生から1名、副会長を1・2年生から各1名、書記を1年生

から2名、2年生から1名候補者の中から選出し、選挙管理委員会の定めた方法にて投票する。

第4節 開票

第12条 開票の実施については、選挙管理委員の定めた細則にしたがって行う。

第13条 無効票は次のものとする。

- (1) 定められた投票用紙を使用していないもの。
- (2) 候補者以外のものを記入してあるもの。
- (3) 定められた以上の人数を記入してあるもの。
- (4) 選挙管理委員会で判断できない記入をしたもの。

第5節 当選者

第14条 次の者を当選者とする。

- (1) 会長は有効投票数の2分の1以上の最高得票者とする。
- (2) 副会長・書記については、投票数の多い者からそれぞれ2名を当選者とする。

第15条 それぞれの候補者が定数をこえないときは、任投票を行い過半数の任を得た者を当選者とする。

第16条 当選者の決った時は、直ちに校長の承認を受けなければならない。

第17条 校長の承認を受けた時より生徒会役員としての効力が生じる。

第6節 選挙活動

第18条 選挙活動は候補者の公示があった日から選挙前日までとし活動場所は学校内だけとする。また活動時間は、授業時以外の学校の生活時間内とする。

第19条 選挙運動活動は次の方法以外は認めない。

- (1) ポスターは候補者1名につき選挙管理委員の認めた5枚以内とする。
- (2) 朝の選挙活動
- (3) 立会演説会
- (4) 校内放送（オンラインも含む）
- (5) 印刷物 なお細則については選挙管理委員会が定める。

第20条 候補者は責任者をおき、選挙活動が円滑に行えるようとりはかることができる。

第21条 その他、選挙管理委員会が指示した内容について、責任者および候補者がたびたび従わぬ場合は、被選挙権が失われる場合がある。